



Pictet Fund Watch

中長期的な円安・ドル高トレンドは基準価額にプラス

2013年11月末現在の米ドルの組入比率は41.8%となっており、円安は当ファンドの基準価額にプラスとなります。米量的金融緩和縮小の発表を受けて、ドル・円市場は5年ぶりの円安水準を更新しました。テクニカル分析やファンダメンタルズ要因に注目すると中長期シナリオでの基本スタンスは円安・ドル高を維持する局面と見ています。

世界の高配当公益株に投資～米ドルの組入比率は4割以上

ピクテ・グローバル・インカム株式ファンド(毎月分配型)は主に世界の高配当公益株に投資をしています。2013年11月末現在の米ドルの組入比率は41.8%となっており、円安は当ファンドの基準価額にプラスとなります。

テクニカルでみたドル円為替は、中長期的な円安・ドル高を示唆

12月18日、米量的金融緩和縮小の発表を受けて、ドル・円市場は1ドル104円台前半まで上昇し、5年ぶりの円安水準を更新しました。

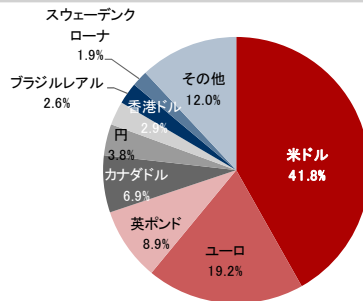
テクニカル分析に注目すると中長期シナリオでの基本スタンスは円安・ドル高を維持する局面と見ています。注目しているポイントは3つあります。

まず、ドル・円市場の過去5年の推移を移動平均線(25日、75日、150日)で見ると(図表2参照)、150日線(図表2点線参照)を25および75日線が下から抜けると過去、円安・ドル高局面を形成してきましたが、足元同様のサインが見られます。

2つ目は図表2の右上に2本の直線ではさまれた三角持合と呼ばれる形に注目しています。三角にははさまれた期間は取引が売り買いで拮抗し、方向感が出にくいのですが、三角形の右側に取引が移ると、その後の方向性が示される傾向があることが知られています。図表2は三角持合を抜け、円安・ドル高方向の傾向が出始めた兆候と見られます。

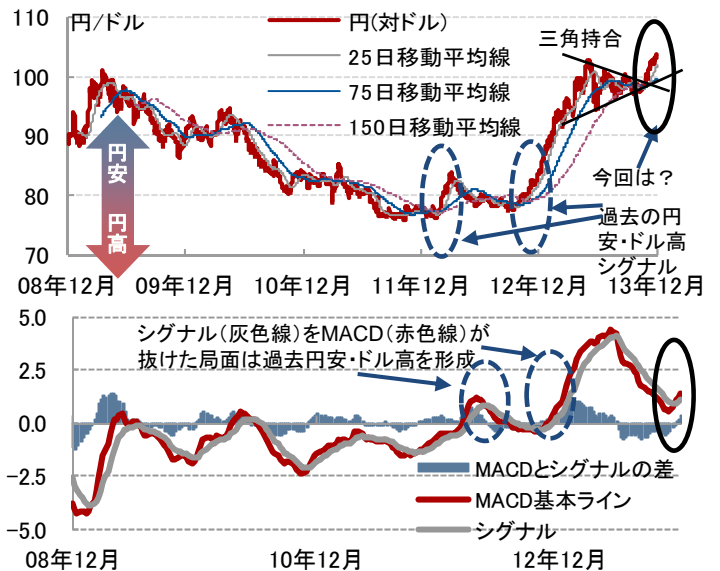
最後に、図表2の下段にある、テクニカル分析のひとつであるMACDは円安への転換点の可能性を示唆しています。MACDの見方を簡単に述べると、先行するMACD(赤)線が下からシグナル(灰色)線を抜けると円安傾向への転換点を示唆します。別の簡単な見方は、MACDとシグナルの差である青い棒グラフがプラス方向にあるときは円安局面と考えられます。過去の例では、2009年前半や2013年前半頃が円安の例です。足元も円安・ドル高の兆候が見られます。ただし、年末には取引参加者が少なくなる傾向がある中、通貨先物の投機的ポジションの変動などにより、

図表1: 当ファンドの通貨別組入比率 (2013年11月末)



当ページ記載のデータは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

図表2: 日本円(対ドル、上段)とMACD(下段)の推移 (上段日次、下段週次、期間: 2008年12月18日～2013年12月18日)



※出所等は次頁参照 ※下段の期間: 2008年12月12日～2013年12月13日

為替市場が不安定な動きをする可能性もあります。しかし、このような投機的ポジションによる市場の変動は起きたとしても短期的な要因となるケースが多いと思われます。むしろ、代表的なテクニカル分析から判断して、中長期的な基本スタンスは円安・ドル高の見通しが続く局面と見ています。
(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

ファンダメンタルズ要因も 中長期的な円安・ドル高を示唆

米商務省が12月17日に発表した7-9月(第3四半期)の経常収支は948億ドルの赤字となり、赤字額は前期の966億ドル(約9兆9,500億円)から縮小しました。市場では約1000億ドルの赤字を予想していました。第3四半期の経常赤字は対GDP(国内総生産)比2.2%となり前四半期の2.3%から低下しました。

為替市場では米国の量的金融緩和(QE3)の縮小開始時期を巡る思惑でドル・円市場の方向が語られることが多くなっていますが、本来は経済ファンダメンタルズ(基礎的条件)を基本に市場の中長期的な方向性を見失わないことが必要と考えます。この点からみると、ドル・円は中長期的な円安傾向を維持していると見ています。

注目しているのは以下の3点です。

1つ目は経常収支の改善/悪化です。経常収支と為替の関係を見るときは日本が黒字で米国は赤字といった水準よりも、経常収支の変化の方向(改善なら赤字から黒字方向)との関連が強いと見ています。米国の経常収支は改善方向ですが、日本の経常収支は急激に悪化しており(図表3参照)、最近のドル・円相場の方向とおおむね整合的と見られます。

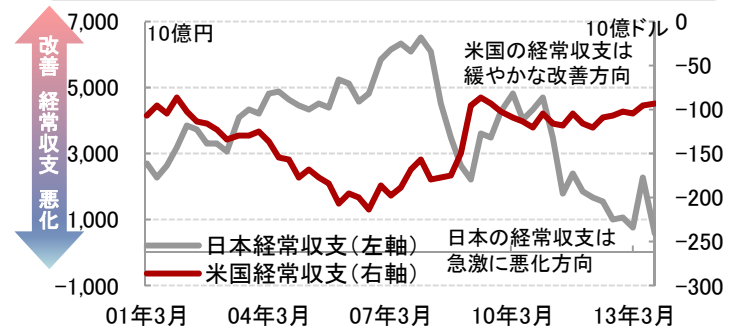
2つ目は日本のインフレ率の上昇が円安の可能性を示唆していると見ています。インフレ率と為替レートの関係は(金利が同じならば)インフレ率が高い国の通貨が弱くなる傾向があります。日本は長い間デフレ(一般物価水準が継続的に下落すること)が続いていましたが、昨年後半ごろから輸入物価が先行して上昇し、2013年には輸入物価の上昇と、日本の景気回復を支えに、日本のインフレ率が上昇する傾向となっています(図表4参照)。

最後に、日本と米国の金融政策の違いも円安・ドル高の要因であると見ています。中央銀行のバランスシートの規模が拡大(量的金融緩和)する国の通貨が安くなる傾向が見られます。例としてユーロが堅調なのは欧州中央銀行(ECB)のバランスシートが縮小傾向であることがあげられます。日本と米国を比べると、QE3縮小の時期が取りざたされてきた米国と量的金融緩和を当面続ける日本を比べると、金融政策の違いは円安・ドル高要因であると見ています。

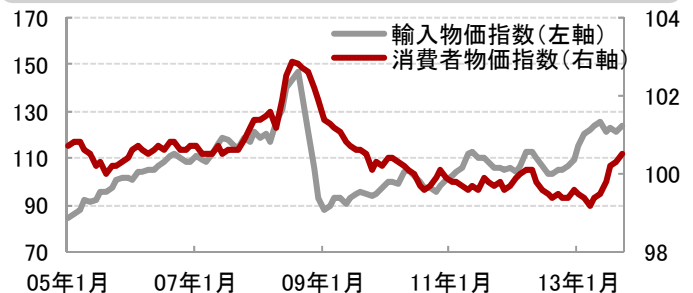
以上、ファンダメンタルズ要因に注目するとメインシナリオは中長期的な円安・ドル高と見ています。

(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

図表3: 日米経常収支金額(四半期)の推移
(四半期、期間: 2001年1-3月期~2013年7-9月期)



図表4: 日本の輸入物価と消費者物価指数の推移
(月次、期間: 2005年1月~2013年9月)



※消費者物価指数は全国 総合(季節調整済、2010年基準)
出所: ブルームバーグのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成

【P1、図表1の注釈】

※ファンドの主要投資対象であるPGSF-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンドの状況です。

※その他には預金等を含みます。※各項目ごとに四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。

【P1、図表2の注釈および出所】

※MACD: 移動平均収束・拡散の略で、期間の違う2つの(指数平滑)移動平均を組み合わせ、短期と長期平均の差をMACD(基本ライン)と呼び、MACDを一定期間分平均したものをシグナルと呼ぶ。

出所: ブルームバーグのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成

記載のデータは過去の実績であり、**将来の運用成果等**を示唆あるいは**保証するものではありません。**

円安トレンドは基準価額のプラス要因に

設定来でみると、基準価額変動における株式の要因はプラス、為替の要因は依然マイナスとなっています。今後、円安トレンドが継続した場合には当ファンドの基準価額のプラス要因となります(図表5、6参照)。

(※将来の市場環境の変動等により、上記の内容が変更される場合があります。)

図表5: 基準価額の株式、為替要因推移

(月次、期間: 設定日(2005年2月28日)～2013年12月18日)



図表6: 基準価額の変動要因

(期間: 設定日(2005年2月28日)～2013年12月18日)

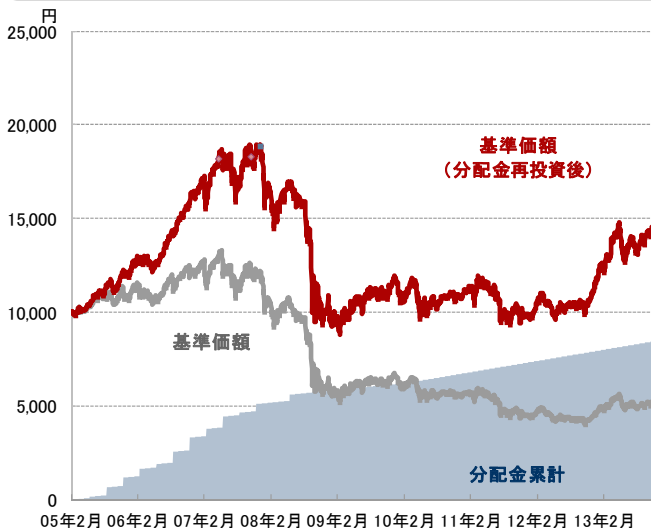
| 期間 | 2005年 設定日 (2月28日) ～ 2007年 末 | 2008年 年初～ 2008年 末 | 2009年 年初～ 2011年 末 | 2012年 年初～ 2012年 末 | 2013年 年初～ (2013年 12月18 日まで) | 設定日 来 (2013年 12月18 日まで) |
|------|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|---|-------------------------------------|
| 基準価額 | 12,171円 | 6,063円 | 4,524円 | 4,438円 | 5,108円 | 5,108円 |
| 変動額 | 2,171円 | -6,108円 | -1,539円 | -86円 | 670円 | -4,892円 |
| (内訳) | | | | | | |
| 株式 | 5,979円 | -2,902円 | 1,087円 | 175円 | 576円 | 4,914円 |
| 為替 | 1,667円 | -2,418円 | -927円 | 390円 | 750円 | -538円 |
| 分配金 | -5,100円 | -680円 | -1,500円 | -600円 | -600円 | -8,480円 |
| その他 | -374円 | -107円 | -199円 | -51円 | -57円 | -788円 |

※基準価額は、実質的な信託報酬率(概算値・最大年率1.755%(税込)程度)等控除後(消費税等の税率が8%となる平成26年4月1日以降は、1.788%となります)。基準価額(分配金再投資後)は、購入時手数料等を考慮せず、税引前分配金を再投資した場合の評価額を表します。※変動要因は、組入ファンドの価格変動要因を基に委託会社が作成し、参考情報として記載しているものです(データ出所: ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ)。組入ファンドの管理報酬等は、株式に含まれます。各項目(概算値)ごとに円未満は四捨五入しており、合計が一致しない場合があります。その他には信託報酬等を含みます。基準価額は各期間の末日。分配金は1万口あたり、税引前。※株式、為替要因は基準価額の変動のうちそれぞれ株価の変動(為替の影響を除く)、為替の変動を示したものです。

記載のデータは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【ご参考】基準価額

(期間: 設定日(2005年2月28日)～2013年12月18日)



投資リスク

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、**投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。**

| | |
|--------------------------------|---|
| 株式投資リスク (価格変動リスク、 信用リスク) | <ul style="list-style-type: none"> ● ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。 ● 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。 |
| 為替変動リスク | <ul style="list-style-type: none"> ● ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ● 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。 |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

ファンドの特色

<詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください>

- 主に世界の高配当利回りの公益株に投資します
 - 特定の銘柄や国に集中せず、分散投資します
 - 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います
 - 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - 一 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 一 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。
 - 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、原則として決算時の基準価額が1万円を超えている場合は、毎月の分配金に1万円を超える部分の額および分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります(1万円を超える部分の額が少額の場合には、分配金を付加しないこともあります)。
 - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※投資にあたっては、以下の投資信託証券への投資を通じて行います。

○ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド-グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド(当資料において「グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド」という場合があります)

○ピクテ・ショートターム・マネー・マーケットEUR(当資料において「ショートタームMMF EUR」という場合があります)

※実質組入外貨建資産は、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

[収益分配金に関する留意事項]

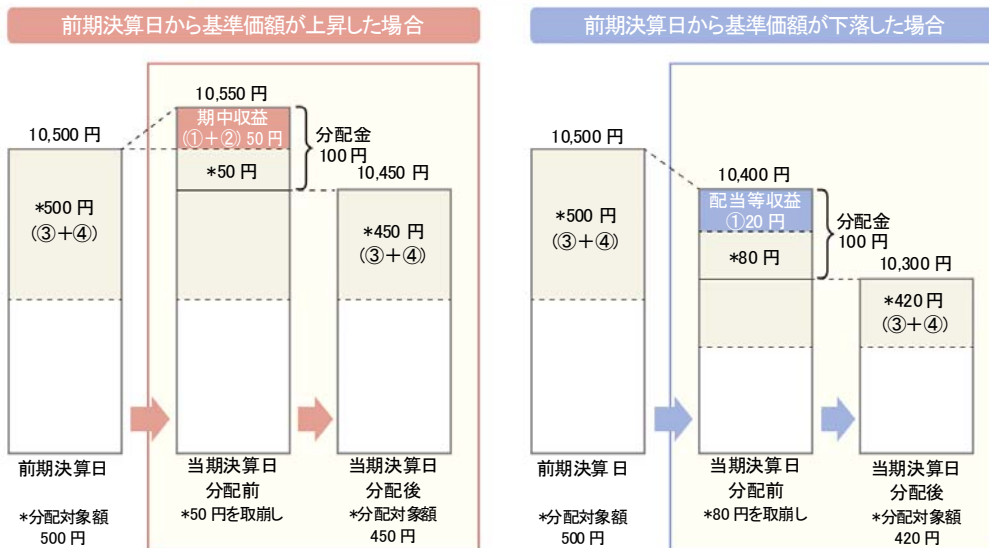
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

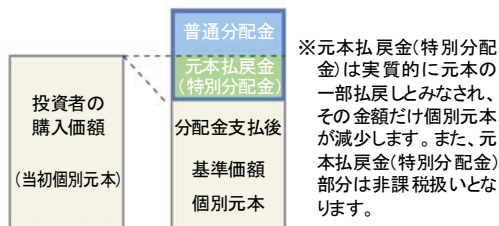
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



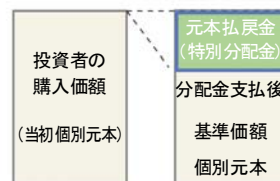
(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「税金」をご参照ください。

手続・手数料等

【お申込みメモ】

| | |
|-------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。 |
| 購入価額 | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万円当たりで表示しています。) |
| 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 換金代金 | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。 |
| 購入・換金の申込不可日 | ルクセンブルクの銀行またはロンドンの銀行の休業日ならびに当該休業日の2営業日前の日においては、購入・換金のお申込みはできません。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件10億円を超える換金はできません。また、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 信託期間 | 平成17年2月28日(当初設定日)から無期限とします。 |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。 |
| 決算日 | 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。 |
| 収益分配 | 年12回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 |

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 3.675% (税抜3.5%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。※消費税等の税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 3.78% となります。(上記は1口当たりの購入時手数料です。購入時手数料の総額は、これに購入口数を乗じて得た額となります。) |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用(信託報酬) | 毎日、信託財産の純資産総額に年 1.155% (税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。※消費税等の税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 1.188% となります。なお、以下の配分についても相応分上ります。 【運用管理費用(信託報酬)の配分】 | | | | | | |
|----------------------------|--|----------------------------|--------------|-------------------------|--------------------|---------------------|--------------------|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率0.3675%(税抜0.35%)</td> <td>年率0.735%(税抜0.7%)</td> <td>年率0.0525%(税抜0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 年率0.3675%(税抜0.35%) | 年率0.735%(税抜0.7%) | 年率0.0525%(税抜0.05%) |
| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | | | | | |
| 年率0.3675%(税抜0.35%) | 年率0.735%(税抜0.7%) | 年率0.0525%(税抜0.05%) | | | | | |
| 投資対象とする投資信託証券 | <table border="1"> <tbody> <tr> <td>グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド</td> <td>純資産総額の年率0.6%</td> </tr> <tr> <td>ショートタームMMF EUR クラスI投資証券</td> <td>純資産総額の年率0.3%(上限)</td> </tr> <tr> <td>クラスP投資証券、クラスPdy投資証券</td> <td>純資産総額の年率0.45%(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。) | グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド | 純資産総額の年率0.6% | ショートタームMMF EUR クラスI投資証券 | 純資産総額の年率0.3%(上限) | クラスP投資証券、クラスPdy投資証券 | 純資産総額の年率0.45%(上限) |
| グローバル・ユーティリティーズ・エクイティ・ファンド | 純資産総額の年率0.6% | | | | | | |
| ショートタームMMF EUR クラスI投資証券 | 純資産総額の年率0.3%(上限) | | | | | | |
| クラスP投資証券、クラスPdy投資証券 | 純資産総額の年率0.45%(上限) | | | | | | |
| 実質的な負担 | 最大年率 1.755% (税抜1.7%)程度 ※消費税等の税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 1.788% となります。(この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。) | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | 毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.0525% (税抜0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われます。※消費税等の税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 0.054% となります。 | | | | | | |

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|---------------|---|
| 分配時 | 所得税 および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して 10.147% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税 および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10.147% |

※上記は、平成25年9月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。なお、平成26年1月1日以降の税率は20.315%となる予定です。また、復興特別所得税が付加されております。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドに関する
お問い合わせ先

ピクテ投信投資顧問株式会社

【電話番号】0120-56-1805 受付時間：営業日の午前9時～午後5時

【ホームページ】<http://www.pictet.co.jp>

【携帯サイト(基準価額)】



委託会社、その他の関係法人の概要

| | |
|------|--|
| 委託会社 | ピクテ投信投資顧問株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号 / 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者) 〈再信託受託会社: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社〉 |
| 販売会社 | 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行う者) |

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目録見書)等のご請求・お申込先

| 商号等 | | | 加入協会 | | | |
|--------------------------|----------|------------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 安藤証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第1号 | ○ | | | |
| 池田泉州TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号 | ○ | | | |
| いちよし証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第24号 | ○ | ○ | | |
| いよぎん証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 四国財務局長(金商)第21号 | ○ | | | |
| 宇都宮証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第32号 | ○ | | | |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第6号 | ○ | | | |
| SMBC日興証券株式会社(ダイレクトコース専用) | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 岡三証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号 | ○ | ○ | | |
| 極東証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第65号 | ○ | | | ○ |
| 静銀ティーエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第10号 | ○ | | | |
| 高木証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | | ○ | ○ |
| 東洋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第121号 | ○ | | | |
| 新潟証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第128号 | ○ | | | |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 福岡財務支局長(金商)第75号 | ○ | | | |
| 日本アジア証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第134号 | ○ | | | |
| 野村證券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第142号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 浜銀TT証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第1977号 | ○ | | | |
| ばんせい証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第148号 | ○ | | | |
| 百五証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第134号 | ○ | | | |
| ひろぎんウツミ屋証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号 | ○ | | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | | ○ | |
| ワイエム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第8号 | ○ | | | |
| 株式会社あおぞら銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第8号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社足利銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第43号 | ○ | | | |
| 株式会社イオン銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | |
| 株式会社伊予銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第2号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社大垣共立銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社香川銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第7号 | ○ | | | |
| 株式会社関西アーバン銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第16号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北九州銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第117号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北日本銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第14号 | ○ | | | |
| 株式会社京都銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社熊本銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第6号 | ○ | | | |
| 株式会社群馬銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第46号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社高知銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第8号 | ○ | | | |
| 株式会社佐賀銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第1号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社山陰合同銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第1号 | ○ | | | |
| 株式会社滋賀銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社四国銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| 株式会社七十七銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |

販売会社一覧(つづき)

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

| 商号等 | 登録金融機関 | 支店名 | 加入協会 | | | |
|--------------|--------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|--------------------|
| | | | 日本証券業協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社十八銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第2号 | ○ | | | |
| 株式会社十六銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第7号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社常陽銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社親和銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| スルガ銀行株式会社 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第8号 | ○ | | | |
| 株式会社第四銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第47号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社千葉銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第39号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社東京都市銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第37号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社東邦銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第7号 | ○ | | | |
| 株式会社西日本シティ銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社八十二銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第49号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社肥後銀行 | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第3号 | ○ | | | |
| 株式会社百五銀行 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社百十四銀行 | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社広島銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社福井銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第2号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社福岡銀行 | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第7号 | ○ | | | |
| 株式会社北越銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第48号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北陸銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第3号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北海道銀行 | 登録金融機関 | 北海道財務局長(登金)第1号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社北國銀行 | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第5号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社みずほ銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | ○ |
| みずほ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第34号 | ○ | ○ | ○ | |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第649号 | ○ | ○ | ○ | |
| 株式会社みなと銀行 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第22号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社もみじ銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第12号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社山形銀行 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第12号 | ○ | | | |
| 株式会社山口銀行 | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | |
| 株式会社山梨中央銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第41号 | ○ | | | |
| 株式会社横浜銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第36号 | ○ | | ○ | |

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等をお渡しますので必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。